

認定経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

6次公募が開始されました！ 事業承継・引継ぎ補助金

<事業承継・引継ぎ補助金とは>

事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

今回は事業承継・引継ぎ補助金の中の経営革新事業についてご紹介します。

経営革新事業の各支援類型の概要

事業承継・引継ぎ補助金の申請案件が増加中

申請類型	創業支援型（Ⅰ型）	経営者交代型（Ⅱ型）	M&A型（Ⅲ型）
対象	創業をきっかけに引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む事業者向け	親族内承継や従業員承継等の事業承継をきっかけに経営革新等に取り組む事業者向け	事業再編・事業統合等のM&Aをきっかけに経営革新等に取り組む事業者向け

M&A型(Ⅲ型)の取組事例

補助対象経費

店舗等借入費(店舗家賃、駐車場費用)

外注費(エステサロンWEBページ、ロゴデザイン等、WEBデザイン費用・原稿、撮影費用)

設備費(店舗看板、頭皮肌用診断機器)

【詳細】

- ハーブピーリングサービスのメニュー化に向けて商材を導入し、研修を実施し、知識を得るための座学と実践形式の施術を行った。
- 白髪ケアサービスをエステメニュー内にも取り入れ潜在的なニーズの発掘を行った。
- LINE公式アカウントやSNS、Googleビジネスプロフィールなどを活用し来店しなくても顧客や見込み客との接点を図り、来店促進やアフターフォロー、事前に安心していただける配慮ができた。



※対象要件詳細はお問い合わせください

こんな方におススメ！

- 新しい商品の開発やサービスの提供を行いたい
- 新たな顧客層の開拓に取り組みたい
- 今まで行っていなかった事業活動を始めたい

補助対象経費

店舗等借入費



設備費



廃業費



マーケティング調査費



広報費



等

補助率1/2~2/3
補助上限600万円

※その他の対象経費についてはお問合せください

制度上のポイント

1. 一定の賃上げを実施した場合における補助上限額が800万円に引き上げられました！

本補助事業における補助上限額は原則600万円ですが、一定の賃上げを実施した場合、補助上限額が800万円に引き上げられます。なお、補助額の内、600万円までの部分は補助率は2/3、600万円を超え800万円以下の部分の補助率は1/2以内となります。

3. 同一法人内の代表者交代の場合は、未来の承継も補助対象となりました

事業承継前の取組を補助金の対象とすることで、後継者の早期成長を後押しし、事業承継の早期化・円滑化につながるものと考えられることから、一部要件の緩和を行いました。「未来の承継」として、後継者候補を主体に事業承継前における経営革新的な取組にかかる費用を支援します。

+α 未来の承継とは？

同一法人内の代表者交代による事業承継であること、将来経営者となることが十分見込まれる後継者が選定できていること、後継者候補が該当法人に在籍していること、補助事業期間が終了する事業年度から5年後の事業年度までに事業承継を完了する予定である等の要件を満たす場合、事業承継対象期間以降の事業承継においても、本補助事業の対象となります。

2. 一定条件を満たした場合、補助率が引き上げられます

①小規模企業者、②営業利益率が低下、③営業利益または経常利益が赤字、④中小企業活性化協議会等からの支援を受けている、のいずれかに該当する場合、補助率は2/3以内に引き上げられます。

4. 審査の加点項目が追加されました

いずれも交付申請時点で、「健康経営優良法人であること」「サイバーセキュリティお助け隊サービスを利用する中小企業等であること」「(連携)事業継続力強化計画の認定を受けていること」「申請者の代表者がアトツギ甲子園のファイナリストであること」などが加点事由として追加されました。

申請期間

6次公募が開始されました！

2023年6月23日(金)～8月10日(木)

補助金申請の中では採択率50%程と高いのが特徴ですのでぜひ対象の事業者様がございましたらご相談ください



～認定支援機関で対応できます～

各種補助金申請

経営改善計画書の作成

優遇金利での資金調達

創業支援

など...

詳しくは当事務所まで
お尋ねください



▼動画でも
ご視聴できます

